

防府市上下水道局物品調達等に係る指名競争入札及び見積参加業者選定要綱

平成 23 年 4 月 1 日制定

(目的)

第 1 条 この要綱は、防府市上下水道局会計規程（平成 26 年上下水道局規程第 1 号）第 116 条の規定に基づき上下水道局が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託（測量、建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務は除く。）（以下「物品調達等」という。）の契約に係る指名競争入札又は見積（以下「入札等」という。）に参加する者に必要な資格及び資格審査並びに業者選定等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(入札等に参加する資格を有する者)

第 2 条 防府市物品調達等に係る指名競争入札及び見積参加業者選定要綱（昭和 52 年 2 月 15 日制定。以下「防府市業者選定事務要綱」という。）第 6 条の規定により入札参加資格を有すると認定された者（以下「有資格者」という。）には入札に参加する資格を与える。

2 入札等に参加することができる者は、次のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する者
- (2) 入札等の参加資格審査申請書及びその添付書類に虚偽の記載をした者
- (3) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを受けていない者
- (4) 防府市の入札等に参加することの資格を取り消され、2 年を経過しない者

(有資格者に対する処分)

第 3 条 防府市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）は、有資格者が防府市上下水道局物品調達等に係る指名停止等措置要綱（以下「指名停止等措置要綱」という。）の措置要件の一に該当するときは、同要綱の規定に従い処分を行うものとする。

(処分の通知)

第4条 管理者は、前条の規定により処分したときは、指名停止等措置要綱の規定に従い、その者に通知するものとする。

(特例)

第5条 管理者は、性質又は目的により、有資格者以外の者から物品調達等の入札等に参加させる必要があると認めるときは、防府市業者選定事務要綱第2条の規定及び同要綱第3条の定める書類の審査等により適当と認める者を、その件に限り入札等に参加資格を与えることができる。

2 管理者は、前項の規定により入札等に参加資格を与えようとするときは、あらかじめ、その者に係る申請書等を提出させるものとする。ただし、管理者が特に必要がないと認めるときはこの限りでない。

(指名する場合の基準)

第6条 指名業者の選定に当たっては、次の各号に掲げる事項について留意するものとする。

- (1) 特別の場合を除き、指名する時点において営業年数が2年未満の者は指名しないこと。
- (2) 防府市税を滞納している者（特別な理由により延納、分納を承認されているものを除く。）は指名を留保すること。
- (3) 暴力団等の排除に関する誓約書を提出していない者は指名を留保すること。
- (4) 著しい経営の悪化又は資産及び信用度の低下の事実がないと認められる者であること。
- (5) 契約の性質又は目的により、当該契約の履行について法令の規定により、官公署等の許可又は認可等を必要とするものにあつては、当該許可又は認可等を受けている者であること。
- (6) 特殊な物品の購入、修繕等の契約をする場合において、供給の実績を必要とする場合は、官公署等において当該実績を有する者であること。
- (7) 物品購入等の契約について、政府機関又はこれに準ずる機関の検定基準又は規格等に合格した物品を購入する必要がある場合、当該物品を納入できる者であること。
- (8) 重要物品等高額な物品等の購入の契約については、特に納入実績、経

営規模、信用度、アフターサービス等を考慮して指名すること。

2 業者の選定に当たっては、地場産業及び市内中小企業の育成の観点から、市内業者で履行可能な物品調達等は、原則として市内業者を優先するものとし、準市内業者、市外業者については競争性の確保を勘案して必要に応じ選定するものとする。なお、適正な契約の履行、市民の安心安全の確保について勘案することとし、市内業者では履行できない場合及び特別の事情がある場合は、この限りでない。

3 業者の選定に当たっては、入札参加資格申請における営業・業務種目及び取扱品目に応じて、第1希望の登録業者を優先するものとし、第2希望以下の登録業者については、上位の希望登録業者から競争性の確保を勘案して必要に応じ選定する。

(指名業者数)

第7条 指名業者数は、次の基準により業者を選定するものとする。ただし、契約の性質又は目的により必要があると認められる場合は、指名業者数を増減して選定することができる。

- | | |
|-----------------------------|------|
| (1) 予定価格が80万円以下のもの | 3者以上 |
| (2) 予定価格が80万円を超え150万円以下のもの | 5者以上 |
| (3) 予定価格が150万円を超え500万円以下のもの | 6者以上 |
| (4) 予定価格が500万円を超えるもの | 7者以上 |

2 市内業者のみで次の基準を満たすことができる場合においては、以下の基準によることができるものとする。

- | | |
|-----------------------------|------|
| (1) 予定価格が80万円を超え150万円以下のもの | 3者以上 |
| (2) 予定価格が150万円を超え500万円以下のもの | 4者以上 |
| (3) 予定価格が500万円を超えるもの | 5者以上 |

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に管理者が定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 1 月 6 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 6 月 26 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。